

新座市次世代育成支援行動計画

後期計画

(平成22年度～平成26年度)

第5章 目標事業量の設定

平成23年度

目標事業量の進捗状況

福祉部子ども家庭応援室

●特定12事業の種類

「行動計画策定指針」では、保育関連事業のうち12の事業について、特定12事業として全国共通でニーズ調査等をもとに、目標事業量を設定することとしています。この計画で目標を設定する特定12事業は、以下のとおりです。

図表5-6 後期計画で目標を設定する特定12事業の現況

事業名	内 容	設置か所数
①通常保育事業	家庭で児童の保育に当たるものが、労働・疾病・看護等の理由により保育できない場合に、その児童を保育園において保育します。	22
②特定保育事業	就労形態の多様化(パートの増大等)に伴う保育需要の変化に対応するため、週2～3日程度又は午前か、午後のみ及び保護者の勤務形態に応じて、柔軟に預けられることができる事業です。	12
③延長保育事業	保育園の通常保育時間外の保育ニーズに対応します。(午前7時から午後7時まで又は午後8時まで)	22
④夜間保育事業	保護者が仕事等で帰宅が夜間になる場合、午後10時頃まで保育を行う事業です。保育時間は午前11時から午後10時までの11時間とされています。	0
⑤夜間養護等(トワイライトステイ)事業	保護者が仕事その他の理由によって、夜間において家庭での養育が困難な場合に、協力家庭等にて生活指導、夕食の提供等を行います。	31
⑥休日保育事業	保護者が日曜・祝日等における勤務等で平日同様の保育が困難な場合に預かります。	1
⑦病児・病後児保育事業	保育園内の専用スペースにおいて、病氣中又は病氣回復期にある児童を一時的に預かり、子育てと仕事等の両立をサポートします。	1
⑧一時保育(預かり)事業	保護者の疾病や冠婚葬祭、介護・育児疲れ等の事由により、児童の保育が困難になったときに、保育園等で一時的に児童を預かります。	12
⑨短期入所生活援助(ショートステイ)事業	保護者が疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切にできる施設において養育・保護を行います(原則として7日以内)。	0
⑩放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学1年～4年生(場合により6年生まで)までの児童を対象に、授業の終了後、放課後児童保育室において保育を行います。	17
⑪地域子育て支援拠点事業(ひろば型、センター型)	親子の交流の場の提供や育児相談、地域の子育て関連情報の提供、子育てに関する講座の実施、子育てサークルの活動支援などを行っています。	9
⑫ファミリー・サポート・センター事業	講習会を修了した協力会員(育児の援助を行う人)と利用会員(育児の援助を受けたい人)、両方会員(育児の援助と依頼を両方行う人)で組織を構成して、会員同士で地域における育児の相互援助活動を有償で行います。	1

●目標事業量

目標事業量の設定に当たっては、人口推計やニーズ調査等により把握した各事業のニーズに基づき、市の地域特性を考慮した上で、「新待機児童ゼロ作戦（平成20年7月27日厚生労働省策定）」の目標年次である平成29年度に達成されるべき目標事業量（以下「平成29年度目標事業量」という。）を設定しました。

その上で、この計画期間（平成22～26年度）の目標事業量については、当該平成29年度目標事業量の達成を念頭に、現状のサービス基盤を踏まえて定めました。

（1）通常保育

国のワークシートに従ってニーズ量を推計し、必要な供給量を検討しています。本市では平成15年度には認可保育園は19園、定員は1,447人でしたが、前期計画に沿って整備を進め、平成20年には22園で、定員1,735人まで整備が進められてきました。

しかしながら、人口の増加と保育サービスの利用希望がこれを上回って増加しており、平成20年度は、利用希望者1,996人に対し、入所者は1,805人となり、待機児童191人が発生しています。

こうしたことから、平成26年度の目標は、3歳未満児865人、3歳以上児1,303人の計2,168人の入所を目指した施設整備を行うため、民間保育所の整備支援を引き続き行うこととします。

図表5-7 通常保育事業の目標事業量

区分	内容	単位	策定時 (平成21年度)	平成22年度 目標事業量	平成26年度 目標事業量	平成29年度 目標事業量	平成23年度 (3月末現在)
3歳 未満児	認可保育所（園）	人	742	742	865	987	823
	家庭的保育事業	人	0	0	0	0	0
3歳 以上児	認可保育所（園）	人	1,162	1,162	1,303	1,444	1,211
	家庭的保育事業	人	0	0	0	0	0
	認可保育所（園）+家庭的保育事業+幼稚園の預かり保育	人	1,290	1,290	1,431	1,572	1,305

(2) 特定保育事業

保護者がパート等の就労により保育が困難な児童に対して、週2、3日程度又は午前か午後のみ等の柔軟な保育を行います。現在一時保育に含めて実施していますが、実施園を12園から15園に拡大します。

図表5-8 特定保育事業の目標事業量

区分	単位	策定時 (平成21年度)	平成22年度 目標事業量	平成26年度 目標事業量	平成29年度 目標事業量	平成23年度 (3月末現在)
特定保育事業	人			150		—
	箇所	12		15		13

(3) 延長保育事業

午前7時から午後7時まで全園で実施しています。平成26年度には、24園での実施を目指します。

また、午後8時までの延長保育は、現在2園で行っています。

図表5-9 延長保育事業の目標事業量

区分	単位	策定時 (平成21年度)	平成26年度 目標事業量	平成29年度 目標事業量	平成23年度 (3月末現在)
延長保育事業	人	825	932	1,045	1027
	箇所	22	24	24	24

(4) 夜間保育事業

ニーズ調査でも午後10時までの希望が少しありますが、今期は見込まないものとしします。

図表5-10 夜間保育事業の目標事業量

区分	単位	策定時 (平成21年度)	平成26年度 目標事業量	平成29年度 目標事業量	平成23年度 (3月末現在)
夜間保育事業	人	0	0	0	0
	箇所	0	0	0	0

(5) トワイライトステイ事業

トワイライトステイは、51か所での実施を目指します。

図表5-11 トワイライトステイ事業の目標事業量

区分	単位	策定時 (平成21年度)	平成26年度 目標事業量	平成29年度 目標事業量	平成23年度 (3月末現在)
トワイライト ステイ事業	人	3	3	3	1
	箇所	31	51	51	35

(6) 休日保育事業

休日保育については、現在、北野の森保育園1園で実施していますが、平成26年度には更に1園での実施を目指します。

図表5-12 休日保育事業の目標事業量

区分	単位	策定時 (平成21年度)	平成26年度 目標事業量	平成29年度 目標事業量	平成23年度 (3月末現在)
休日保育事業	人	32	74	83	32
	箇所	1	2	2	1

(7) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業については、医療機関との連携により、平成26年以降に1か所の実施を目指します。

図表5-13 病児・病後児保育事業の目標事業量

区分	単位	策定時 (平成21年度)	平成26年度 目標事業量	平成29年度 目標事業量	平成23年度 (3月末現在)
病児対応型・病後児対応型	箇所	1	1	2	1
	うち体調不良型	日数	0	0	0
箇所		0	0	0	0
うち病児対応型・病後児対応型	日数	—	480	480	480
	箇所	1	1	1	1

(8) 一時預かり事業

一時預かり保育については、平成21年4月に児童福祉法・社会福祉法の改正により制度の見直しが行われ、保育園を利用するもの（保育所型）と地域子育て支援センター等を利用するもの（地域密着型）に分類されています。

現在、本市においては、保育園13園において一時保育事業を実施していますが、平成26年度までに14か所での実施を目指します。

図表5-14 一時預かり事業の目標事業量

区分	単位	策定時 (平成21年度)	平成26年度 目標事業量	平成29年度 目標事業量	平成23年度 (3月末現在)
一時預かり事業	日数	—	33,600	36,000	31,200
	箇所	12	14	15	13
	うち保育所型・地域密着型	12	14	12	13
	うち地域密着Ⅱ型	0	0	0	0

(9) ショートステイ事業

保護者が病気になった場合などに、児童養護施設等において一時的に預かるサービスであり、事業実施に当たっては、受け入れ先の施設の整備が必要となります。

したがって、平成26年度までに1か所の整備を目指します。

図表5-15 ショートステイ事業の目標事業量

区分	単位	策定時 (平成21年度)		平成26年度 目標事業量		平成29年度 目標事業量		平成23年度 (3月末現在)	
		場所数	施設数	場所数	施設数	場所数	場所数	施設数	施設数
ショートステイ事業	箇所	0	0	1	1	1	0	0	0

(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童保育室）

現状では、すべての小学校区で実施されています。入室児童数が増加傾向にあり、大規模化、狭あい化が進む所もあります。国・県のガイドライン（※用語）を尊重しながら、当面は狭あい化した施設への対応を優先して進めます。

図表5-16 放課後児童健全育成事業の目標事業量

区分	単位	策定時 (平成21 年度)	平成22年度 目標事業量	平成26年度 目標事業量	平成29年度 目標事業量	平成23年度 (3月末現在)
放課後児童健全育成事業	人	1,370	1,426	1,453	1,423	1,122
	箇所	17	17	17	17	17
うち1～3年生	人	1,170	1,218	1,240	1,215	936

注) 新座市においては、1年生から4年生までが対象であるが、国の基準は1年生から3年生までであるため、その人数も設定している。

(11) 地域子育て支援拠点事業

ひろば型（つどいの広場）については、児童センター内に設置し、NPO法人に事業委託をしています。

また、センター型（地域子育て支援センター）は、社会福祉法人等に委託して保育園等8か所に設置しています。

今後、平成26年度までには更に5か所の設置を目指し、平成29年度までには小学校区に1か所の設置を目指します。

図表5-17 地域子育て支援拠点事業の目標事業量

区分	単位	策定時 (平成21 年度)	平成26年度 目標事業量	平成29年度 目標事業量	平成23年度 (3月末現在)
地域子育て支援拠点事業	箇所	9	14	17	11
うちひろば型	箇所	1	1		1
うちセンター型	箇所	8	13		10

(12) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センターは、平成14年度に設置しています。

図表5-18 ファミリー・サポート・センター事業の目標事業量

区分	単位	策定時 (平成21年度)	平成26年度 目標事業量	平成29年度 目標事業量	平成23年度 (3月末現在)
ファミリー・サポート・ センター事業	箇所	1	1	1	1

資料：各事業の決算額推移

事業名 / 決算額	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①通常保育事業	1,500,303,705 円	1,650,656,354 円	円	円	円
②特定保育事業	21,550,000円	19,910,600円	円	円	円
③延長保育事業	90,148,525円	101,946,775円	円	円	円
④夜間保育事業	0円	0円	円	円	円
⑤夜間養護等(トワイライトステイ)事業	394,770円	80,010円	円	円	円
⑥休日保育事業	3,000,000円	3,000,000円	円	円	円
⑦病児・病後児保育事業	4,353,000円	4,353,000円	円	円	円
⑧一時保育(預かり)事業	20,897,600円	25,507,000円	円	円	円
⑨短期入所生活援助(ショートステイ)事業	0円	0円	円	円	円
⑩放課後児童健全育成事業	344,674,658円	356,766,091円	円	円	円
⑪地域子育て支援拠点事業(ひろば型、センター型)	66,375,730円	71,940,423円	円	円	円
⑫ファミリー・サポート・センター事業	4,246,400円	4,653,685円	円	円	円